

集団的自衛権行使をおこなわないよう求める意見書

「集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利です」——内閣官房の集団的自衛権に関する説明にはこのように書かれている。

アフガン戦争やイラク戦争の際の特別措置法には、第2条で「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」「対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする」という歯止めが明記されていた。

しかし、この間の国会審議では、自衛隊を海外に派兵した場合に首相が「そこが戦闘行為の現場になる可能性はある」と答えたように、直接の武力行使が目的でない場合でも、戦闘行為に巻き込まれることになるという認識が示されている。また、武力行使をおこなうことになる可能性について「当然身を守るために、また任務を遂行するための武器の使用はある。武器の使用はする」（首相）と答えている。すなわち、自国が直接攻撃されていない場合でも、自衛隊が実際に戦闘行為に参加することになる。

さらに、政府は、従来「戦闘行為」とされてきた機雷掃海について、停戦合意発効前の機雷除去は可能であるという認識を示している。

よって、町田市議会は、自衛隊が、戦闘地域に行き、武力の行使をおこなう可能性がある、集団的自衛権の行使をおこなわないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。